

審決取消訴訟において供述調書の信用性等が争われた事例

○ これまでの審決取消訴訟において、供述調書の信用性・任意性が争われたが、いずれの事例においても、信用性等が問題とされたことはない。

1 審査官によるストーリーの押しつけ、誘導尋問、威迫、(罰則に関する)虚偽説明が行われたなどとして争われたもの。

	事件名等	原告(被処分者)の主張	裁判所の判断
1	大東建設(株)による審決取消請求事件 (H25(行ケ)115 東京高判 H26.4.25)	本件4物件についての受注調整を認めるかのような記載のある原告代表者の供述調書(査35)は、被告の審査官(以下、単に「審査官」という。)に都合の良いことだけを一方的に記載したもので、原告代表者は、審査官に署名押印しなければ帰さないなどと強制され、ろくな法律知識もないために署名押印したにすぎず、これを証拠とすることはできない。この供述調書は、供述者1名に対して審査官2名により密室でメモも録音も許されない状態で行われた事情聴取に基づいて作成されたことからして、中立性、客観性を欠き、証拠として不十分なものである。昭和建設の離脱後も本件4物件につき受注調整が行われていたかのような記載のある他の入札参加者の代表者等の供述調書についても、同様に審査官の言い分を一方的に記載したものにすぎず、証拠とすることはできない。【第3の2(1)】	原告は、この原告代表者の供述調書につき、審査官の言い分を一方的に記載したもので、審査官から署名押印しないと帰しないと強要され、ろくな法律知識もないので署名押印したと主張し、原告代表者の審尋調書中にもこれに沿う部分があるが、上記供述調書には昭和建設の離脱後は苗代建設とは連絡を取っていないなど原告の言い分に沿う記載もあり、審査官の言い分を一方的に記載したとは認められず、審査官が何らかの強制をしたことであろうかがわせる証拠もない。その他審査官と供述者の人数が異なっていたなど事情聴取の状況等について原告の主張する点は、上記供述調書の信用性を左右するものではない。また、原告は、上記の穴水地区の他の事業者の代表者等の供述調書についても同じく審査官の言い分を一方的に記載したとの主張をするが、同様にこれを認める証拠はなく、本件審決が上記各供述調書の信用性を認めたことには合理性が認められる。【第4の2】
2	真成開発(株)ほか1名による審決取消請求事件 (H24(行ケ)23 東京高判 H26.1.31)	本件審決は、本件基本合意があったと認定した理由を、主として他の多数の事業者の供述に求めている。しかし供述の信用性を多数決で決しようとの認定態度は誤りである。原告ら以外の22社の供述は、見込み捜査に基づく審査官の誘導により作成されており、信用性が低い。また本件審決は、原告ら以外の21社(22社から廃業したため命令を受けなかった関トウを	原告らは、原告ら代表者らの供述も含め、関係者の供述は見込み捜査に基づく誘導により作成されたもので信用できないとも主張するが、そのように主張する理由が十分に説明されているとはいいい難く、直ちに採用することはできない。その他原告らは、本件審決は多数決によって事実認定をするものであり不当であるとか、排除措置命令を受けた者の中で原告ら以外は異議を申し立てなかったことは事実を認定する理由にはならない、などと主張するが、いずれも失当であって採用することのできないものであることは明らかである。【第3の2(3)ウ】

(注) 本資料は、公正取引委員会ウェブサイト「審決等データベースシステム」においてフリーキーワード検索(①「供述調書[かつ]信用性」/②「供述調書[かつ]任意性」)を行い、検索結果として表示された事件のうち、審査官による不当な供述聴取が行われたなどとして争われた事例を掲載している。

	事件名等	原告(被処分者)の主張	裁判所の判断
		除く。)が審判請求をしていないことも理由としているが、そのことも認定の理由にならないというべきである。【第2の4(1)ア】	
3	樋下建設(株)ほか2名による審決取消請求事件 (H22(行ケ)7 東京高判 H24.12.20)	<p>被告が本件基本合意の認定に供した供述調書は、いずれも抽象的で具体性がないし、<u>決め付け、誘導、恫喝等による供述に基づき作成されたものであり、信用性が極めて低い</u>。TST親交会等の会長であった「B」の供述調書等は、<u>岩手県A級会の存在をあえて無視して作成されており、信用性が低い</u>。【第5の1(1)】</p> <p>本件調書では、「久慈グランドホテル」で行っていたとあるが、指摘されている各会社に事実を確認したところ、受注調整のために、久慈グランドホテルになど行った事はないと証言している。久慈グランドホテルで会合を持ったことなどないということが、判明している。 <u>「C」の供述は、誘導による供述か、思い違いである。もしくは、その場所を故意に誤ったかである</u>。【別紙4(5)イ③】</p>	<p>「B」は、後記の文書等によっても、一貫して「B」メンバーズ及びTST親交会の中心にあって認められる者であるが、同人は、岩手県A級会において受注希望の申込みを受け付けられなくなったことを契機として、TST親交会等において、岩手県発注の特定建築工事について、<u>受注調整ルールに従った受注調整を行っていたこと及びその方法を、明確かつ具体的に供述している</u>。原告らは、「B」の供述調書中に、<u>他の証拠中の記載と符合しない部分があることをもって、「B」の供述調書の信用性を争うが、むしろ「B」の供述にはそれと同趣旨の又はそれとよく符合する多くの証拠(供述調書及び文書等)があるのであって、同人の供述の信用性は十分に認めることができるというべきである</u>。【第8の2(2)】</p> <p>その余の各供述調書についても、その供述内容自体には格別不自然な点はなく、原告らは、<u>その主張に反する供述内容を曖昧、疑問などとして信用性を争っているに過ぎず、その主張を考慮したとしても、証拠価値を否定すべき事情があるとはいえない</u>。【第8の2(5)】</p>
4	ケイラインロジスティクス(株)による審決取消請求事件 (H23(行ケ)24 東京高判 H24.10.26)	<p>「D」は、本件審判手続の参考人審尋において、<u>査共第52号証が「D」の記憶に基づくものではなく審査官の誘導に従って作成された旨を供述しているから、査共第52号証は信用できない</u>。【第3の1(1)ア(ウ)】</p> <p>ヤマトの当時の従業員のA(以下「A」という。)は、本件審判手続の参考人審尋において、<u>14.9役員会の特定の記憶はなく、審査官の高圧的な態度により記憶に基づかない事実を供述させられた旨を供述していることから、査共第62号証は信用できない</u>。【第3の1(1)ア(オ)】</p>	<p>査共第52号証(「D」の供述調書)中にも、前記1(1)ケの認定に整合する供述内容があるところ、これも、<u>上記の「E」の作成したメモ及び「E」の供述と整合するものであり、その信用性は十分に認められるのであって、参考人審尋における「D」の供述中にも、査共第52号証の信用性を疑わせる部分はない</u>。【第4の4(2)】</p> <p>査共第62号証(Aの供述調書)中には、14.9役員会に先立ち開催された14.9理事会の内容についての供述があるところ、これは、Aが作成した同号証添付の14.9理事会の議事録(査共57)を基に記憶を喚起して供述したものであり、また、A自身は14.9役員会には欠席したが、同人作成の査共第62号証添付の14.11理事会の議事録中の国際部会の報告として各社の方針を互いに認識したとの記載を基に、14.9役員会の内容を供述しているものであり、これらの供述の信用性は十分に認められるのであって、14.9役員会についての具体的な記憶がない旨の参考人審尋におけるAの供述によっては査共第62号証の信用性は左右されない。【第4の4(2)】</p>

	事件名等	原告(被処分者)の主張	裁判所の判断
5	(株)野里組による審決取消請求事件 (H21(行ケ)3 東京高判 H22.1.29)	<p>本件審決は、査第 34 号証及び第 35 号証を根拠に、本件全体会議終了時に代表世話役から研究会の日程に関する告知があった旨を認定した。</p> <p>しかしながら、本件審決が根拠とする上記各証拠は、いずれも本件全体会議終了時の告知について明確に記憶しているものではなく、単なる推論の領域を出ていない。しかも、審査官提出の他の供述調書と同様に、上記各証拠の供述部分はパターン化された内容であることから、これらの供述が、供述を録取した担当官の認識の押し付けであることが明らかであり、各供述者が自己の推論に基づいて供述したものとすら認められない。【第 5 の 2(1)ア】</p>	<p>本件審決が認定するように、原告を含む 117 社は、遅くとも平成 14 年 4 月 1 日(本件排除措置命令書の別表 2 記載の事業者にあつては、それぞれ「期日」欄記載の年月日ころ)以降、平成 17 年 6 月 7 日に至るまで、本件基本合意に基づく受注調整により、沖縄県発注の特定建築工事のほとんどすべてを受注していたものであつて、117 社の間では、本件基本合意に基づく受注調整が日常的に行われていたのであるから、個々の全体会議において、最後に研究会に関する案内が行われたという事実は全体会議の参加者にとって必ずしも鮮明に記憶されるようなものではなく、全体会議の参加者が個々の全体会議終了時の告知の有無や告知内容について、逐一明確に記憶していなかったとしても、何ら不自然なことではないというべきである。また、117 社は、本件基本合意の下で受注調整行為を行っていたのであるから、本件基本合意の内容やこれに基づく受注調整の状況などといった点について、117 社の担当者の供述内容が、ある程度似かよつたものとなることはむしろ当然というべきであつて、何ら不自然なものではないというべきである。また、上記各供述調書はいずれも、その末尾に記載があるとおり、供述者が自らの供述した内容が誤りなく記載されていることを確認した上で、任意に署名押印したものと認められる上に、自らが出席したかどうかを含めて明確な記憶はないと述べる《F》の供述調書においては、全体会議では通常司会者から研究会の連絡があるので、この全体会議においても同様のことを周知していると思ふ旨の供述にとどまっている(査 34)のに対し、《G》の供述は、この全体会議においても代表世話役から研究会の連絡についての発言があつたはずであるというものであつて(査 35)、必ずしもパターン化された内容とまではいえず、これらの供述について、供述を録取した担当官の認識の押し付けであつて、実質的証拠といえないとたやすく認めることはできない。【第 6 の 2(1)ア(ウ)】</p>
6	(株)トクヤマほか 3 名による審決取消請求事件 (H19(行ケ)35-38 東京高判 H21.9.25)	<p>JPC《H》の供述には、信用性がない。JPC《H》は、JPCの上層部への責任追及を免れさせ、PEの調査への波及を回避するために、被告の審査官に迎合して、事実と反して、あえて本件合意の成立を認めたものである。【第 3 の 3(1)①】</p> <p>JPC《H》は、理詰め尋問に対して、自己の供述を正当化すべく、自己の記憶とはかかわりなく、又は記憶を変容させて供述する傾向がある。審査官に対する供述調書の作成過程では、より一層、自己の記憶を変容させて、次第に具体化、詳細化し、記憶になつたことも供述するなど、審査官の誘導する内容に従つた可</p>	<p>原告らは、JPC《H》の供述が、変遷したり、後になって具体化したりしていることなどを理由に、審査官のねつ造、あるいは審査官に迎合したものであり、その信用性を否定すべきであると主張している。</p> <p>しかし、人間の記憶に曖昧な部分があり、細かな点において変遷があつたり客観的事実と相違していたり、具体的根拠等を示されての質問によって記憶が呼び戻されて詳細化したりするところが含まれていても、そのこと自体が不自然であるとはいえない(JPC《I》も、1 回目の審査官による事情聴取に際して記憶が分明でなかつたところにつき、GRPに帰社後、周りの者から出た話に応じて、確信が深まつたことがあると供述している(参考人《I》)。また、住友《J》も、審査当時の記憶がすべて詳細にわたつて確実だつたかどうか分からず、その後、他の人の話を聞いたりして、ああ、そういうことだつたなと認識することも多々あつたと述べている(参考人《J》)。</p>

事件名等	原告(被処分者)の主張	裁判所の判断
	<p>能性が高いものである。したがって、客観的な裏付けのないJPC<H>の供述は、具体的なものであって、信用することはできない。【第3の3(1)②】</p> <p>住友<J>の各社訪問について、JPC<H>は、住友<J>に、各社を回って販売価格引上げ実現のため需要者との価格交渉への取組みにつき各社の意思確認をすることを依頼したというが、この訪問は、新年会のお礼ないしアライアンスの話が目的であった。そもそも、JPC<H>よりも住友<J>は格上であるから、JPC<H>がこのような要請をすることは不自然であるし、住友<J>からその結果報告がされた事実がないのも不自然である。しかも、チツソを除いて、この訪問状況に関する証拠はない。</p> <p>住友<J>への上記依頼について述べているのは、JPC<H>のみであり、その供述は、審査開始後1年近くたった平成13年4月27日に作成された供述調書(査24)において初めて出てきた話であり、審査官のねつ造の疑いがある。【第3の3(1)⑤】</p> <p>チツソ<P>の供述調書(査14)添付資料4に「値上げに向け検討(昨日の石化協理事会)」とあり、また、チツソ<N>は、海外出張のため、3月8日の日本ポリオレフィンのPE値上げ発表以後の展開には対応できず、上位者が対応せざるを得なかった可能性がある。これらによれば、チツソ<N>は、取締役レベルの会合である石化協理事会での値上げ検討等、上層部の動きについての追及を回避するために、審査官に迎合して虚偽供述をしたおそれがある。【第3の3(3)⑥】</p> <p>GRP<M>は、その供述調書(査28)において、3月6日のPP小委員会において、各社が値上げをする方向で一致したと供述しながら、GRP<I>の具体的な発言としては「当社も値上げはしたいが環境が厳しい、つまり、ユーザーとの値上げ交渉は難航するので</p>	<p>JPC<H>の供述は、供述調書も参考人審訊における供述も、本件合意の成立という本件の核心的な事実については、一貫して肯定し続けているものであり、原告らに変遷があるという点は、記憶が曖昧であったとしても、不自然とはいえない。3月6日の出席者の全員を明瞭に思い出せないとしても、そこで本件合意が成立したという認識を有していることは、矛盾するものではない。</p> <p>原告らは、住友<J>の各社訪問に関するJPC<H>の供述が不自然であると主張する。しかし、住友<J>が部長会の司会役であったこと、住友<J>が各社訪問をしたことは、原告らも争うものではない。そして、住友<J>が、会議の司会をしていただけでなく、会議の招集、とりまとめも担っていたことは、JPC<H>(査16, 27)のほか、GRP<I>(査20, 86)、MSS<K>(査15)が供述するところであり、部長会の欠席者への会議内容の伝達、期日の連絡等は、同じ住友の<L>が担っていた(査5, 36-38, 40)。それらの役割に照らすと、JPC<H>が各社訪問を住友<J>に依頼したということは、不自然であるとはいえない。JPC<H>と住友<J>の格の違いをいう点も、同じPP小委員会(部長会)のメンバーである以上は、問題視することではない。加えて、住友<J>が来社したのはPP値上げ意思の確認のためであったことを認めるチツソ<N>の供述(査25)及びチツソ<O>の供述(査26)も存在する。チツソ以外の訪問相手の供述は存在しないが、住友<J>の供述(審B3)の信用性には多大な疑問があることは、前記のとおりである。【第4の2(3)ア】</p> <p>チツソ<N>の供述調書は、JPC<H>やJPC<Q>の供述調書に比べて、簡略で、明瞭さに欠けるが、それらの供述に沿う内容であり、記憶に不鮮明なところがあっても、特に不審なところはなく、その信用性を疑わせる事情は見いだせない。原告らが指摘するところがすべて解明されなければ、その信用性が肯定できないというものではない。なお、チツソ<N>が審査官に迎合した供述をしたという点は、裏付けのない推測にすぎない。【第4の2(3)ウ】</p> <p>GRP<M>は、3月6日の部長会におけるGRP<I>の発言として「当社も値上げはしたいが環境が厳しい、つまり、ユーザーとの値上げ交渉は難航するのではないか」と供述している(査28)。原告らは、これは値上げに否定的な発言であるから、値上げをするという方向で意見が一致したという供述と前後矛盾し、「しかし、この発言は、当社は値上げしないというものではありませんでした。」という供述は不自然で、審査官の作文であると主張する。</p>

	事件名等	原告(被処分者)の主張	裁判所の判断
		<p>はないか」としている。これはPPの値上げに否定的な発言であるから、同一の調書の中で前後矛盾しており、その信用性は極めて低い。そして、同号証における「しかし、この発言は、当社は値上げしないというものではありませんでした。」との二重否定の供述は、いかにも不自然で、審査官の作文であることを強く推認させるものである。【第3の3(6)】</p> <p>GRP<I>は、参考人審訊において、3月6日のPP小委員会開会前、JPCが急遽値上げに消極に動くという情報を入手し、JPC<H>に連絡を取って、石化協で会い、JPCの値上げへの態度を確認したところ、消極という回答だったと一貫して供述している。</p> <p>本件審決案は、JPC<H>、チッソ<N>、出光<R>の各供述の信用性とGRP<I>の供述の信用性を、供述内容の具体性、合理性、一貫性(変遷のなさ)、審査官による誘導・誤導のおそれ、補強証拠の有無、客観的事実との整合性、虚偽供述をする動機の有無等、各般の観点から吟味検討すべきところ、それを全く怠ったまま判断したものである。【第3の4(2)②】</p> <p>GRP<I>、住友<J>及び出光<R>に対して、脅迫的な言辞が用いられ、又は利益誘導に類する審査が行われたことは明らかであり、<T>審査官による予断を持った審査の一端がうかがわれる。【第3の5(2)】</p>	<p>しかし、上記GRP<I>の発言は、ユーザーとの値上げ交渉が難航するという見通しを述べたにとどまると理解することができ、そのこと自体は各社の共通の懸念であったとみられる(責任分担ユーザーを決めたということとも整合する。)であり、<u>値上げに否定的な発言として前後矛盾があるといわなければならないものではない。【第4の2(3)カ】</u></p> <p>原告住友化学は、GRP<I>、住友<J>及び出光<R>に対し、脅迫的言辞が用いられ、又は利益誘導が行われたと主張する。</p> <p>しかし、GRP<I>は、参考人審訊において、審査状況につき、<S>審査官も<T>審査官も「非常に紳士的に対応していただきましたから、まあ、言い方としてはそういうところですが、深刻じゃございませんで、半分にやにやしながらというところもありましたから、私は別段それによって大きな心理的圧迫を受けたということはありませんでした。」と述べており、また、結果としても、GRP<I>や住友<J>は、審査官に迎合したとみられるような供述をしているものではない。出光<R>は、審査官に迎合した旨を述べている(審A1、参考人<R>)が、脅迫があったとは認められず、取調べと並行して、その内容を会社(原告出光興産)に報告して大きな流れについてアドバイスをもらい、かつ、弁護士にも相談していたというのである(参考人<R>)から、迎合したとの上記供述は採用し難い。【第4の2(5)イ】</p>
7	JFE エンジニアリング(株)ほか4名による審決取消請求事件(H18(行ケ)11-13 東京高判 H20.9.26)	<p>本件審決は、本件違反行為を認定するにあたり、三菱重工業の従業員<U>の供述調書(査28,46,以下、この2通を「<U>調書」といい、個別に指すときは「<U>調書(査28)」などという。)をその中心的証拠と位置づけ、他の証拠は、上記<U>調書に沿うような内容の受注調整行為が行われていたことを裏付ける事実を立証するための証拠にすぎないと位置づけているが、<U>調書は、任意の供述の体裁をとっては</p>	<p>前記(1)の事実によると、<U>は、被告によるストーカ式ごみ焼却炉の独占禁止法違反に関して立入検査が行われていることを認識した上で、審査官の求めにより、任意に被告の庁舎に出かけて事情聴取に応じていること(<U>の上司もこのことを了解していたものと推測される。)、事情聴取において審査官は<U>に対して有形力の行使や大声を上げるなど<U>の意思を抑圧するような行為に出た形跡はうかがわれないこと、<U>は審査官から<U>調書を読み聞かせられ、これに誤りがない旨述べて署名指印していることが認められ、加えて、<U>がその後その上司である<V>等に報告した事情聴取の際の審査官とのやりとりを記載した日本鋼管の<W>の保管に係る上記メモ(査36,80)と対照してみれば</p>

	事件名等	原告(被処分者)の主張	裁判所の判断
		<p>いるものの、《U》の意思に反し、事実上身柄が拘束された状態で、不当な方法で行われた取調べにより作成されたものであり、その任意性を欠くし、その内容は信用性に欠けるものである。【第3の2(2)】</p> <p>原告らは、《X》に対する取調べは、平成10年9月18日午前9時30分ころから午後10時ころまでに及ぶ過酷なものであり、しかも、取調べでは、審査官の先入観・偏見に基づく不当な誘導・誤導がなされていたのであるから、《X》供述は証拠としての適格性及び信用性に問題があると主張する。【第5の5(1)イ(ア)】</p>	<p>ば、《U》調書の内容は、審査官からの質問に対し《U》が答えた内容にほぼ沿ったものであると認められるのであって、これらによれば、《U》調書には任意性が存するものとした本件審決の認定には合理性がある。</p> <p>査第36号証には「言われた」との記載があるが、審査官が誘導して《U》に供述させ《U》調書を作成されたものとするれば、日本鋼管の《W》が保管していた《U》が事情聴取の際に話した内容を記載したメモ(査36, 80)の内容が《U》調書の内容と概ね一致することなどはあり得ないことであり、また、《U》において雇用主に対する手前そのような表現を用いたとも解されるのであって、上記認定の取調べの状況をも考え併せれば、この「言われた」との記載から、《U》調書の任意性を否定することはできない。【第5の4(2)ア】</p> <p>原告らは、《U》のその後の供述調書(査165-176, 179-188)等に照らして、《U》調書には任意性がない旨主張するところ、《U》のその後の供述調書中には、《U》調書の内容と異なる供述をしている部分がある上、《U》において、審査官から「証拠はある。全部わかっている。」「明日、明後日にも来てもらうことになる。」などと言われ、強い圧迫感を感じた、長時間の事情聴取により緊張感や圧迫感を感じて、ボヤッとしていて何を話したか覚えていない、読み聞かせの際、非常に疲れていて注意を集中することができず、全般的に調書の内容を理解することができなかった、早く帰りたいと思いき理解できないまま判を押したなどと供述する(査166, 182-188)など、原告らの主張に沿う部分が存在する。</p> <p>しかし、これらの供述調書は審査開始後半年ないし1年の時間的経過を経て作成されたものであり、《U》の記憶が変容し、薄れている状態での供述であり、また、自らの供述が雇用主である会社やその取引先に多大な損害を与える可能性をも慮って供述をした疑いを否定できないものであって、たやすく信用することができない。かえって、審査官が事情聴取にあたって、《U》の意思を威圧するような行為をしたり、《U》の供述を誘導したりしたことをうかがうことができないことは、前記アに説示したとおりである。【第5の4(2)イ(ア)】</p> <p>《X》供述の内容は、《X》メモの内容を説明したにすぎないものであるところ、審査官が《X》の事情聴取に際し、有形力を行使するなどしてその意思を抑圧したり、誘導を行った形跡はうかがわれず、取調べが長時間にわたったことも、その供述の任意性、信用性を疑うべき事情にはならない。原告らの主張に沿う《X》作成の別のメモ(査154)の記載はたやすく信用することができず、他に、《X》供述の証拠能力を否定することを相当とする事情は認められない。【第5の5(1)イ(ア)】</p>
8	(株)木下内組による審決取消請求事件(H19(行ケ)19)	<p>原告の代表者《Y》の供述調書(査8, 9)は、被告の審査官の作文であって信用性がない。《Y》は、談合について否認していたが、母が脳梗塞やてんかんの発</p>	<p>審第1号証及び本件審判手続における《Y》の審訊の結果によると、同人に対する公正取引委員会の事情聴取は、平成15年11月に東京において連続して3日間、平成16年5月27日及び同年7月15日に新潟において審査官が出向して各1日間、合計3回行われた</p>

事件名等	原告(被処分者)の主張	裁判所の判断
東京高判 H20.3.28)	<p>作等で入院療養中であったこと、父《Z》が代表者であった頃のこと分らず、原告の営業担当者も脳梗塞で倒れて事実確認ができなかったという事情から、<u>審査を早く終わらせるために供述調書に署名押印したものである</u>。《Y》は、新潟市の建設業協会の弁護士や株式会社加賀田組(加賀田組)の営業担当者から、課徴金納付命令の手続の中で争えと言われている。【第2の3(1)】</p> <p>本件審決が指摘する相指名業者の供述調書と《Y》の供述調書が一致していることは、審査官の作文である以上当然のことであり、番号4及び番号5の物件の設計金額について教示を受けた方法について、《Y》の供述調書と新潟市下水道建設課長の《AB》(《AB》課長)の供述調書(査33)の内容が大きく食い違っているのは不自然である。【第2の3(1)】</p>	<p>こと、《Y》は、第1回の東京における3日間の聴取においては談合を否認していたが、新潟における2回の聴取において談合を認めるに至り、それぞれ査第8、第9号証が作成されたこと、《Y》の母《AA》は、平成16年1月17日から同年4月16日まで脳梗塞で、同年5月17日から同年5月29日まで症候性てんかんで、同年10月11日から同年11月15日まで突発性難聴で、それぞれ入院していたこと、その間、《Y》の父《Z》が病院の付き添いをしていたことが認められる。</p> <p>上記事実によると、談合を否認していた《Y》がこれを認めるに至った事情聴取はそれぞれ1日間だけのものであり、同人の住所地である新潟において行われていること、2回目の聴取の日には《AA》は入院していたが3回目の聴取の日には入院していなかったこと、同人が入院中は父《Z》が病院に付き添っていたことが認められ、特に《AA》の容態が悪化するなど差し迫った緊急な状況も窺われないことに照らすと、<u>審査を早く終わらせたい一心で事実と反する供述調書に署名押印するというのは不自然であると言わざるを得ない</u>。また、新潟建設業協会の弁護士及び加賀田組の営業担当者から、<u>談合の事実を認めても課徴金納付命令の手続で争えと聞いていたということについては、にわかに信用することができないが、これを前提にしたとしても、談合を認める調書に署名押印した後にこれを覆すことが難しいことは手続に不慣れであっても当然認識し得たはずであるから、この点についての本件審判手続における《Y》の審訊の結果は採用できない</u>。【第3の2(1)】</p> <p>原告は、番号4及び番号5の物件の設計金額について教示を受けた方法について、《Y》の供述調書(査9)と《AB》課長の供述調書(査33)の内容が大きく食い違っているのは不自然であると主張し、査第9号証では、《Y》は、《AB》課長に積算価格を打診したところ、《AB》課長は、机の下で資料を確認し、「いいんじゃないですか。」と述べたことになっているのに対し、査第33号証では、《AB》課長は、《Y》の探りに応じ、設計価格を教えたように記憶しているとなっていることが認められる。</p> <p>しかし、両者の食い違いは必ずしも大きいものとはいえず、《Y》が《AB》課長から落札価格につき教示を受ける方法についての違いに過ぎないというべきで、落札価格につき教示を受けたことを認定する妨げにはならない。むしろ、両者の供述が違っていることは、それぞれが任意に記憶に従って供述したことの証左であるということもできる。原告は、《AB》課長からの教示自体を否認しているところ、それにもかかわらず《AB》課長を訪問した理由について、《Y》は、見積もった金額を持って課長のところへ行くのが慣例と父から言われたと供述するのみで、これをもって合理的な説明と認めることはできない。【第3の2(2)】</p> <p>かえって、査第8、第9号証の供述内容は、原告及び相指名業者の入札価格の決定過程について具体的かつ詳細に述べるものであり、《AB》課長に落札価格の確認に行くことを</p>

	事件名等	原告(被処分者)の主張	裁判所の判断
		<p>「ボーリング」と呼んでいたなどと本人でなければ知り得ない内容が多々含まれていると認められ、他に査第 8, 第 9 号証の信用性に疑問を抱かせる事情は認められないから、これらについて、信用性がないとする原告の主張は採用できない。【第 3 の 2(3)】</p> <p>《AC》は、その陳述書にあるとおり、被告審査官から「それは違う、他の業者はこういうふうに言っている、ほかからこんな資料が出ている」「そんな供述では時間がかかる」と言われ、12時間以上の取調べを受けたため、公正取引委員会が示した調書に署名押印したのが実情である。《AC》は、原告代表者《Y》と同様に、建設業協会から審査官が作文した供述調書に署名しても後の審判で争えると言われており、真実ではないのに署名したものである。【第 2 の 3(2)】</p>	<p>審第 12 号証及び本件審判手続における参考人《AC》の審訊の結果によれば、同人に対する公正取引委員会の事情聴取は、平成 16 年 1 月に東京において連続して 3 日間、同年 5 月 25 日及び同年 7 月 7 日に新潟において審査官が出向して各 1 日間、合計 3 回行われ、《AC》は、第 1 回の聴取から談合を認め、それぞれ査第 36, 第 30, 第 37 号証が作成されたことが認められるところ、同人は、審査官が作文した内容に沿う供述をしないと帰れそうにない雰囲気であったし、後で審判で争えると聞いていたので、早くやめたい、とにかく終わらせたいという気持ちから、記憶に反する内容であったにもかかわらず、供述調書に署名押印をしたと供述しているが、到底首肯できる弁解とはいえず、審査官の面前で同人が任意に供述をすることが困難であったような事情は本件記録上窺うことができない。【第 3 の 3】</p>
9	<p>(株)オーエヌポーターによる審決取消請求事件 (H14(行ケ)552 東京高判 H15.4.25)</p>	<p>同じく上記認定に供された査第 3 号証(原告代表者の審査官に対する平成 10 年 2 月 2 日付け供述調書)には、全く信用性がない。すなわち、原告代表者は平成 10 年 2 月 2 日、兵庫県豊岡市所在の兵庫県立労働会館において、《AD》審査官から 2 時間程度事情聴取された後、「時間がないのでとりあえず署名をお願いします」と言われて白紙に署名押印したが、調書自体は完成しておらず、調書の記載を読み聞かせたこともない。【第 2 の 4(1)ウ】</p>	<p>査第 3 号証について、原告は、原告代表者は白紙に署名押印したものであり、調書を読み聞かせてもらったことはないと主張し、原告代表者は第 5 回審判期日において同旨の供述をするが、その供述は、査第 3 号証の形式・記載内容及び《AD》審査官の第 6 回審判期日における供述に照らしてにわかに採用することができず、ほかに上記主張事実を認めるべき証拠はないから、査第 3 号証の信用性を認めた本件審決の判断は相当である。【第 3 の 1(2)】</p>
10	<p>国際地質(株)による審決取消請求事件 (H13(行ケ)472 東京高判 H14.10.25)</p>	<p>また、本件審決が事実認定の根拠とする相指名業者の供述調書は、本件の審査手続における協会の審査官に対する供述の調書であるが、あまりにも一方的な内容で、審査官と協会との間で談合でもあったのではないかと疑わせる程に不自然なものであって、信用性を欠くものである。【第 4 の 4】</p>	<p>相指名業者の供述中には、具体的な受注調整の態様などについて、細部で曖昧な箇所や他の相指名業者の供述と異なる箇所が散見される一方、画一的とみられる箇所もあるが、それらは、通常人一般の記憶力の程度や、同一の受注調整行為に関する質問に対する答えであるということに由来するもので、その点から上記供述調書が信用性を欠くものということとはできない。【第 6 の 3】</p>

2 事実上身柄が拘束された状態で、長時間の供述聴取が行われたなどとして争われたもの。

	事件名等	原告(被処分者)の主張	裁判所の判断
1	<p>樋下建設(株)ほか 2 名による審決取消請求事件 (H22(行ケ)7 東京高判 H24.12.20) <u>《再掲》</u></p>	<p>《AE》は、審平野組ほか第 10 号証において「平成 19 年 9 月 26 日付査第 115 号証に関して、トラストメンバーズ、TST 親交会等は岩手県発注建築工事の受注を取りまとめる会「談合の会」なのではという質問に対し、あくまでも親睦の会であると答えたが、～(略)～公正取引委員会の方が供述調書を作成しそれを見たが、私の供述した内容と異なっているが時間も時間であるので(この間、東京の公正取引委員会から打ち切るようにと再三電話があった)、押印した。～(略)～最後に教育会館の取調べは本当に怖い思いをし、あのような思いは二度としたくないと思い、いずれはつきりすると思ひ押印した。時間は朝の 9 時 30 分から夜の 8 時すぎ迄となっている。」旨供述しており、このように<u>夜に食事を取らないで行った調査に基づく供述調書には、正当性は、認められず、真実を記載したものとは、思われず、証拠となり得ない。【別紙 4(3)②】</u></p>	<p>《AE》の各供述調書(査 62, 115, 142)は、TST 親交会等における受注調整の状況について、被審人吉武建設が関与した物件に関しての《B》及び他業者との連絡の事実を含めて供述するものであり、<u>同人が本件違反行為について認識していたことは明らかであり、同人が審平野組ほか第 11 号証で述べる審査官の審訊の状況を根拠に各供述調書の真実性を否定する原告らの主張は採用できない。【第 8 の 2(3)】</u></p>
2	<p>JFE エンジニアリング(株)ほか 4 名による審決取消請求事件 (H18(行ケ)11-13 東京高判 H20.9.26) <u>《再掲》</u></p>	<p>本件審決は、本件違反行為を認定するにあたり、三菱重工業の従業員《U》の供述調書(査 28, 46, 以下、この 2 通を「《U》調書」といい、個別に指すときは「《U》調書(査 28)」などという。)をその中心的証拠と位置づけ、他の証拠は、上記《U》調書に沿うような内容の受注調整行為が行われていたことを裏付ける事実を立証するための証拠にすぎないと位置づけているが、《U》調書は、<u>任意の供述の体裁をとってはいるものの、《U》の意思に反し、事実上身柄が拘束された状態で、不当な方法で行われた取調べにより作成されたものであり、その任意性を欠くし、その内容は信用性に欠けるものである。【第 3 の 2(2)】</u></p>	<p>原告らは、《U》のその後の供述調書(査 165-176, 179-188)等に照らして、《U》調書には任意性がない旨主張するところ、《U》のその後の供述調書中には、《U》調書の内容と異なる供述をしている部分がある上、《U》において、審査官から「証拠はある。全部わかっている。」「明日、明後日にも来てもらうことになる。」などと言われ、強い圧迫感を感じた、長時間の事情聴取により緊張感や圧迫感を感じて、ボヤッとしていて何を話したか覚えていない、読み聞かせの際、非常に疲れていて注意を集中することができず、全般的に調書の内容を理解することができなかった、早く帰りたいと思ひよく理解できないまま判を押したなどと供述する(査 166, 182-188)など、原告らの主張に沿う部分が存在する。</p> <p>しかし、これらの供述調書は審査開始後半年ないし 1 年の時間的経過を経て作成されたものであり、《U》の記憶が変容し、薄れている状態での供述であり、また、<u>自らの供述が雇用主である会社やその取引先に多大な損害を与える可能性をも慮って供述をした疑いを否定できないものであって、たやすく信用することができない。かえて、審査官が事情聴取にあたって、《U》の意思を威圧するような行為をしたり、《U》の供述を誘導したりしたことをうかがうことができないことは、前記アに説示したとおりである。【第 5 の 4(2)イ(ア)】</u></p>

	事件名等	原告(被処分者)の主張	裁判所の判断
		<p>原告らは、《X》に対する取調べは、平成10年9月18日午前9時30分ころから午後10時ころまでに及ぶ過酷なものであり、しかも、取調べでは、審査官の先入観・偏見に基づく不当な誘導・誤導がなされていたのであるから、《X》供述は証拠としての適格性及び信用性に問題があると主張する。【第5の5(1)イ(ア)】</p>	<p>《X》供述の内容は、《X》メモの内容を説明したにすぎないものであるところ、審査官が《X》の事情聴取に際し、有形力行使するなどしてその意思を抑圧したり、誘導を行った形跡はうかがわれず、取調べが長時間にわたったことも、その供述の任意性、信用性を疑うべき事情にはならない。原告らの主張に沿う《X》作成の別のメモ(査154)の記載はたやすく信用することができず、他に、《X》供述の証拠能力を否定することを相当とする事情は認められない。【第5の5(1)イ(ア)】</p>
3	<p>株式会社木下内組による審決取消請求事件 (H19(行ケ)19 東京高判 H20.3.28) 《再掲》</p>	<p>《AC》は、その陳述書にあるとおり、被告審査官から「それは違う、他の業者はこういうふうに言っている、ほかからこんな資料が出ている」「そんな供述では時間がかかる」と言われ、12時間以上の取調べを受けたため、公正取引委員会が示した調書に署名押印したのが実情である。《AC》は、原告代表者《Y》と同様に、建設業協会から審査官が作文した供述調書に署名しても後の審判で争えと言われており、真実ではないのに署名したものである。【第2の3(2)】</p>	<p>審第12号証及び本件審判手続における参考人《AC》の審訊の結果によれば、同人に対する公正取引委員会の事情聴取は、平成16年1月に東京において連続して3日間、同年5月25日及び同年7月7日に新潟において審査官が出向して各1日間、合計3回行われ、《AC》は、第1回の聴取から談合を認め、それぞれ査第36、第30、第37号証が作成されたことが認められるところ、同人は、審査官が作文した内容に沿う供述をしないと帰れそうにない雰囲気であったし、後で審判で争えと聞いていたので、早くやめたい、とにかく終わらせたいという気持ちから、記憶に反する内容であったにもかかわらず、供述調書に署名押印をしたと供述しているが、到底首肯できる弁解とはいえず、審査官の面前で同人が任意に供述をすることが困難であったような事情は本件記録上窺うことができない。【第3の3】</p>
4	<p>国際地質(株)による審決取消請求事件 (H13(行ケ)472 東京高判 H14.10.25)</p>	<p>本件審決が事実認定の根拠とする原告代表者《AF》(以下「《AF》」という。)の供述調書である査第33号証は、任意性及び信用性を欠くものである。《AF》は、審査官から上記供述調書を読み聞かされた際、当日は午後2時から9時半すぎまで窓のない会議室で審訊された上、帰りの電車の時間が気になっていたことから、自ら納得できない又は正さなければならない点などを、一々注意深く聴いてはおらず、軽く聞き流し、軽い気持ちで判を押ししたものであり、《AF》の署名・押印があったとしても、記載内容が供述したままを録取したものとはいえない。【第4の3】</p>	<p>査第33号証は、本件審査手続における《AF》の審査官に対する供述の調書であるが、その末尾に、《AF》の署名・押印があり、「上記のとおり録取し読み聞かせたところ供述人は誤りのないことを申し立て署名押印した。」と記載されており、本件行為に関する供述の記載も、原告が本件合意の存在を認識した上、一部の物件について原告の入札価格を相指名業者に教えたことなどを認めつつも、談合行為に全面的に参加していたことを認めるものではなく、大部分の物件については原告の入札価格を相指名業者に連絡していないことなどを述べる内容であって、原告にとってむしろ有利な供述も含まれている。本件審判手続における《AF》の審訊の結果によると、査第33号証が作成された当日、《AF》は午後2時ころ公正取引委員会に出頭し、午後9時半ころに署名・押印を終えて帰宅しているが、その間に自由な供述を妨げるような事態は発生していない。その他、本件記録を検討しても、査第33号証の任意性や、その不利益供述部分の信用性に疑問を抱かせる事情は認められないから、本件審決が査第33号証を事実認定の証拠としたことに違法はないというべきである。【第6の2】</p>

3 上記以外に審査官による不当な行為があったなどとして信用性等について争われたもの。

	事件名等	原告(被処分者)の主張	裁判所の判断
1	<p>大東建設(株)による審決取消請求事件 (H25(行ケ)115 東京高判 H26.4.25) 《再掲》</p>	<p>本件 4 物件についての受注調整を認めるかのような記載のある原告代表者の供述調書(査 35)は、被告の審査官(以下、単に「審査官」という。)に都合の良いことだけを一方的に記載したもので、原告代表者は、審査官に署名押印しなければ帰さないなどと強制され、ろくな法律知識もないために署名押印したにすぎず、これを証拠とすることはできない。この供述調書は、供述者1名に対して審査官 2 名により密室でメモも録音も許されない状態で行われた事情聴取に基づいて作成されたことからしても、中立性、客観性を欠き、証拠として不十分なものである。昭和建設の離脱後も本件4物件につき受注調整が行われていたかのような記載のある他の入札参加者の代表者等の供述調書についても、同様に審査官の言い分を一方的に記載したものにすぎず、証拠とすることはできない。【第3の2(1)】</p>	<p>原告は、この原告代表者の供述調書につき、審査官の言い分を一方的に記載したもので、審査官から署名押印しないと帰しないと強要され、ろくな法律知識もないので署名押印したと主張し、原告代表者の審尋調書中にもこれに沿う部分があるが、上記供述調書には昭和建設の離脱後は苗代建設とは連絡を取っていないなど原告の言い分に沿う記載もあり、審査官の言い分を一方的に記載したとは認められず、審査官が何らかの強制をしたことをうかがわせる証拠もない。その他審査官と供述者の人数が異なっていたなど事情聴取の状況等について原告の主張する点は、上記供述調書の信用性を左右するものではない。また、原告は、上記の穴水地区の他の事業者の代表者等の供述調書についても同じく審査官の言い分を一方的に記載したとの主張をするが、同様にこれを認める証拠はなく、本件審決が上記各供述調書の信用性を認めたことには合理性が認められる。【第4の2】</p>
2	<p>日本道路興運(株)による審決取消請求事件 (H23(行ケ)2 東京高判 H24.3.9)</p>	<p>従業員 3 名が本件各供述調書に署名押印したのは、以下の理由によるものである。 <u>原告は、本件の談合について課徴金減免申請を行い、事件の全容解明に全面的に協力する方針であったため、原告の総務部長は、従業員 3 名に対し、被告の事情聴取には全面的に協力するよう指示した。そのため、従業員 3 名は、供述調書の記載の誤りについて訂正を求めることが被告に迷惑をかけることになるのを危惧して、その訂正を求めなかった</u>のである。 <u>また、従業員 3 名は、被告に対し、価格を連絡しなかった入札については、誰が入札してくるか分からず、価格を連絡しようという考えにならなかったこと等を詳細・正確に説明しており、被告が正確に供述調書を作成したものと信じて疑わなかった。</u> さらに、従業員 3 名は、被告の取調官から、課徴金減免申請をした以上、被告の調査に全面的に協力するように迫</p>	<p>本件各供述調書は、従業員 3 名が、それぞれ複数回の事情聴取に応じて説明した内容に基づき、審査官が作成した供述調書案につき、審査官が内容を読み聞かせ、従業員 3 名がその書面を閲読した上で、内容に誤りがないことを確認して、署名押印したものである。上記事情聴取の際には、従業員 3 名は、いずれも身柄を拘束されておらず、また、畏怖していたとか、審査官から暴行・脅迫等を受けた可能性もない上、供述調書が作成される前に、原告の顧問弁護士又は総務部長等から、<u>真実と異なる内容の供述調書には署名する必要がないことなどの助言を受けていた</u>(査 1-3, 第 4 回審判における各供述)。 また、本件各供述調書、とりわけ、一般競争入札に付された本件関東業務に関する記載の内容は、<u>難解なものではなく、むしろ平易な表現というべきものであり、その体裁も大きな活字によるものであって、従業員 3 名の経歴に照らしても、読み聞かせ及び閲読によりこれを理解することは極めて容易なものであった</u>というべきである。【第3の1(1)ウ】</p>

	事件名等	原告(被処分者)の主張	裁判所の判断
		<p>られており、供述調書の趣旨を十分に認識しないまま署名押印してしまったのである。【第2の4(1)ア(イ)b】</p> <p>他の違反行為者の役員及び従業員の供述調書(査4-6)の記載についても、関係者の認識がこのように一致すること自体が極めて不自然であって、信用できない。そして、従業員3名に関する前記事情に照らすと、査4ないし6に係る署名押印も、同様の事情があったものと推認される。【第2の4(1)ア(イ)c】</p>	<p>本件関東基本合意に係る他社の担当者の供述調書(査4-6)にも、本件各供述調書と整合する以下のような内容が記載されており、その信用性を疑うべき特段の事情も見当たらない。【第3の1(1)エ】</p>
3	<p>(株)野里組による審決取消請求事件 (H21(行ケ)3 東京高判 H22.1.29)</p>	<p>査第45号証<<AG>>調書の作成時期は平成19年4月3日である。これは、本件審判が開始され、原告の主張によって「一般競争入札の受注調整方法が変更された」という事実が着目されるに至った後の時期であり、この作成時期からは、<<AG>>調書が審査官のつじつま合わせのために慌てて作成されたものであることが明らかである。そして、このように事実の後追いのために作成された調書には、供述者本人ではなく、審査官の推論又は認識がふんだんに盛り込まれることは容易に想像できるものであり、<<AG>>調書の作成時期にかんがみれば、被告は<<AG>>調書の信用性について慎重に判断してしかるべきである。【第5の2(2)ア】</p>	<p>供述調書の作成時期のみで、当該供述調書について、審査官のつじつま合わせのために慌てて作成されたものであるとか、審査官の推論又は認識がふんだんに盛り込まれたものであるなどと認められるものではない。もともと、一般競争入札物件の受注調整の方法が、特定JVの1番手の構成員(代表者)、2番手の構成員及び3番手の構成員のグループごとに研究会を開催してそれぞれのグループから受注すべき特定JVの構成員となるべき者を決定し、これらの者の組合せによる特定JVを受注予定者とする方法(後記査44掲記の「Bの方式」)であったものが、情報漏えい防止の観点から、特定JVの結成後に特定JVの代表者が研究会に出席して受注予定者を決定するという方法(同「Aの方式」)に変更されたことは、既に、平成17年6月7日に照正組の代表取締役<<AH>>から提出された「【建築会議に於ける作業手順】」と題する書面(査44)に記載されて明らかにされていたところであって、本件審判が開始され原告の主張によって「一般競争入札の受注調整方法が変更された」事実が着目された後に、<<AG>>調書が審査官のつじつま合わせのために作成されたものといえないことは明らかであり、<<AG>>は、<<AG>>調書において、上記「【建築会議に於ける作業手順】」と題する書面により明らかにされている受注調整方法の変更について説明した上で、本件伝達に関して、具体的な供述をし、その供述内容に誤りがないとして署名押印しているものである(査45)。そして、本件方法変更は、一般競争入札物件の受注調整に参加する事業者の踏むべき手順を大幅に変更するものであり、各事業者が当然認識することとなる重要な事項であるといえるところ、このような本件方法変更があったことをどのようにして各事業者に認識させていったかという点について、<<AG>>調書では具体的供述がされているのに対し、<<AG>>陳述書においてはこれが明確でなく、そうすると、本件伝達に関する<<AG>>調書は十分な信用性を有すると認めることができる。【第6の2(1)イ(ア)】</p>
4	JFE エンジニアリング	<p>本件審決は、本件違反行為を認定するにあたり、三菱重</p>	<p>原告らは、審査官が<<U>>に<<U>>調書を読み聞かせただけで閲読させていないこと</p>

事件名等	原告(被処分者)の主張	裁判所の判断
株ほか 4 名による審決取消請求事件 (H18(行ケ)11-13 東京高判 H20.9.26) <u>《再掲》</u>	工業の従業員《U》の供述調書(査 28, 46, 以下, この 2 通を「《U》調書」といい, 個別に指すときは「《U》調書(査 28)」などという。)をその中心的証拠と位置づけ, 他の証拠は, 上記《U》調書に沿うような内容の受注調整行為が行われていたことを裏付ける事実を立証するための証拠にすぎないと位置づけているが, 《U》調書は, 任意の供述の体裁をとってはいるものの, 《U》の意思に反し, 事実上身柄が拘束された状態で, <u>不当な方法で行われた取調べにより作成されたものであり, その任意性を欠くし, その内容は信用性に欠けるものである。【第 3 の 2(2)】</u>	をもって, 併述内容には任意性はないと主張する。 しかし, <u>供述調書を録取した後, 読み聞かせをし又は閲覧をさせるかどうかは供述の任意性とは関係のないこと</u> というべきである。【第 5 の 4(2)イ(ウ)】 <hr/> 供述を録取した調書については, その内容の正確性を期し, 虚偽を排除するためには, 当該調書の読み聞かせ又は閲読のいずれかで足りると解される。公正取引委員会の審査及び審判に関する規則(平成 17 年公正取引委員会第 8 号による改正前の平成 13 年公正取引委員会規則第 8 号)11 条は, 審訊調書を作成したときにはこれを供述人に読み聞かせ, 又は供述人に閲覧させて, 誤りがないかを確認すると規定しているところ, この規定及びこれを供述調書の作成の場合に準用する同規則第 13 条は, 上記と同趣旨の見解に立つものと解される。 <u>《U》は, 審査官から《U》調書の内容について読み聞かせをされた後, 自らこれに署名指印したものであり, 《U》に閲読をさせなかったことをもってその信用性が否定されるものではない。【第 5 の 4(3)イ(イ)】</u>